

【くさかとしこ】が見た瀬戸内市の行政！

それでは、行政報告をさせていただきます。

ゴミ袋の値上げ！

背景

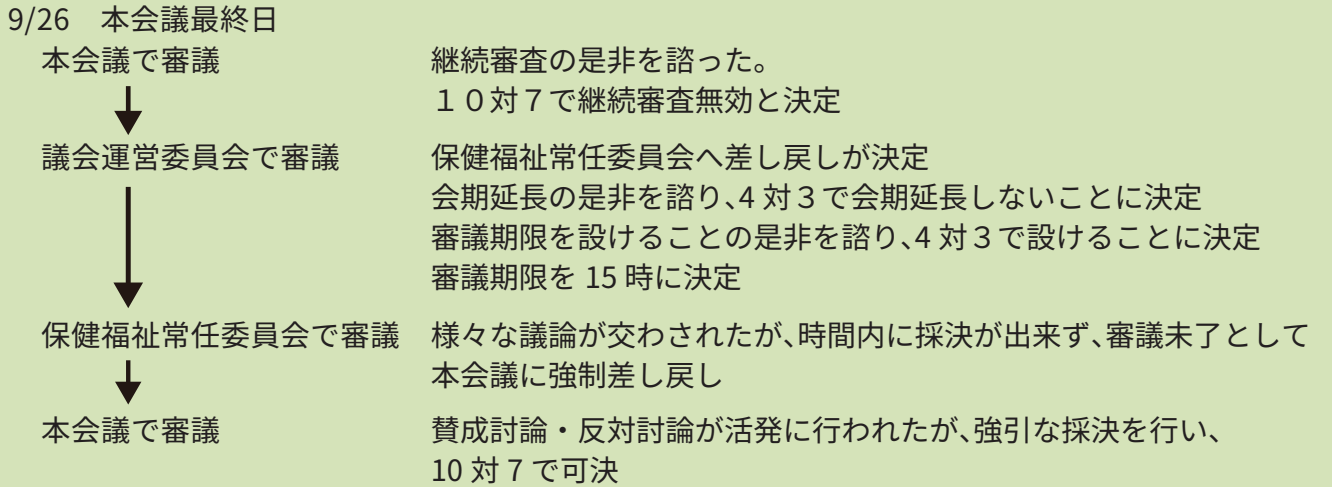
今議会は、ゴミ袋の値上げの条例が提出されていました。 ※指定ごみ袋の処理手数料とサイズ
本市では、『ごみ30%減量』に取り組んでいるが、
近年は減量率が伸び悩んでいる。
令和8年4月よりプラスチック資源一括回収を開始し、より一層のごみ減量を目指すのに合わせ、近隣自治体と同程度の水準となるよう指定ごみ袋処理手数料を見直す。
ごみ袋のサイズ別の指定ごみ袋手数料が公平性にかかる現状を、1ℓ当たり1円に統一する。

	容量	現行(10枚)	見直し後(10枚)
大	45ℓ	200円	450円
中	30ℓ		300円(新規)
小	20ℓ	150円	200円

下記理由で、環境福祉常任委員会で、※継続審査を申し入れました。
委員会で※継続審査が通り、今議会ではこれ以上審査しないことになりました。
※継続審査：会期中に審査が終わらず、閉会中も引き続き審査すること

●市民への説明がない
●今後のコスト増 3 千万円をごみ袋に転嫁するものだが、値上げの前にまだ現在の支出の費用の中に減らすことが出来るものがあるのではないか
●今回のゴミ袋の値上げの理由が他市にあわせるというのでは、説明が足りない
●他市同様値段を上げるのであれば、他市の免責サービスも導入すべきである

が、一転本会議で強引に可決！



くさかとしこの主張：=====

ごみ袋の値上げといった生活の根底に関わるのが、市民合意なしで行われることは、ありえません。また、議会としても前代未聞のこんな無理やりな強引な採決で、条例を採択するなんてことはあってはいけないと思います。

今回同じことを議会だよりも書きましたが、「市民合意なし」「強引な採決」という文字を削除されました。その上、議員が認めたら市民合意だとまで言われました。皆さまはどう思われますか？

令和7年第4回(9月)定例会 賛否の公表

○＝賛成 ●＝反対
退＝退席 欠＝欠席
―＝議長席
(議長は裁決に加わりません)

議案名		議決 年月日	採決結果	日本共産党 瀬戸内市議員		かなえの会		明るい明日をつくる会				公明党 瀬戸内市議員		瀬戸内市民の会		無所属			賛成	反対		
				島津 幸枝	増田 貴之	秦井 誠司	成本 崇	島原 舞	谷 美香	日下 俊子	厚東 晃央	小谷 和志	原田 茂	河本 裕志	川勝 浩子	小野田 光	原野 健一	木下 公文			石原 芳高	相澤 忠明
議案第53号	瀬戸内市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	R7. 9. 26	原案可決	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	—	○	○	○	○	○	13	4	
	瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについての閉会中の継続審査の申し出について	R7. 9. 26	否 決	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	—	●	●	●	●	○	7	10	
議案第59号	瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて	R7. 9. 26	原案可決	●	●	○	○	○	○	●	●	●	●	○	—	○	○	○	○	●	10	7

行政 NEWS とっしん vol 50

秋の台風シーズンとなりました。豪雨被害でつらい思いをされている方々を、心から応援しています。一昨年も台風の発生が少ない年でしたが、今年も今のところ台風発生数が少なく瀬戸内市には大きな被害はありません。しかし、決して他人ごとではありません。

昭和20年、昭和51年、平成2年と、3度も床上浸水を経験している我が地域にとっては、身につまされます。

こういった経験をするたびに、防災の必要性を痛感します。今後とも、災害情報の伝達の問題・避難所の問題・避難方法の問題に、しっかり取り組んでいきます。また、油杉川の排水の問題・干田川の排水の問題にも、しっかり取り組みたいと思います。排水は、農地を守るだけでなく家を守る、人の命を守るのですから、その必要性をしっかりと声を上げていきます。

皆さまには本当にいつも、温かく見守っていただき、そして励ましていただき本当にありがとうございます。

私はいつも、皆さまの声を市政に届けていきたい、その思いでいます。

その思いは、今もこれからも変わることはありません。

引き続き力強いご支援の程、よろしくお願い申し上げます。



黄金に輝く田んぼ
(我が家のヒノヒカリ)

とっしん's コムラ

記録的な暑さが終わりを告げ、やっと涼しくなりました。秋の日はつるべ落としと申しませんが、日暮れが早くなるので生活には気を付けたいですね。

今議会は、ごみ袋の値上げという市民生活に直結する議案に、議会も真っ二つに割れ、前代未聞の強引な採決という結果で終わりました。

市民合意が諮られていない中での決定となりましたが、この【とっしん】で精いっぱい審議経過をお知らせしたつもりです。

本当に今回は市民の皆さまの声にこたえられなかったことが、残念で仕方ありません。皆さまに伝えたいことが、残念ですがもう一つあります。

来年4月からごみ袋の値段が上がりますが、今のごみ袋の買い占めはしないで下さい。今のごみ袋は色も変わり青色になり、6月末までしか使えません。7月からは古いごみ袋で出しても回収されないそうです。

残ったごみ袋は、未開封のものに限って等価交換してもらえます。

今後も、市民の知りたいことをお伝えする【とっしん】でありたいと思っています。



令和7年10月27日発行
発行責任者 瀬戸内市議会議員

くさかとしこ

〒701-4273
瀬戸内市長船町磯上 569
TEL/FAX0869-26-6420
携帯 TEL090-5702-8336
ホームページ
<http://www.kusaka-toshiko.jp/>



一般質問

今回の私の一般質問は

- 1.健康増進施策について
 - 2.市長の姿勢について
 - 3.市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- を取り上げました。

1.健康増進施策について

今年の2月9日の滴一滴に、健康アプリでポイ活という記事が載りました。

このところスマートフォンを手離せない。運動量や血圧、摂取カロリーなどが適切かどうかを評価してくれる無料アプリを使い始めたからだ。スマホのアプリに自治体の関心も高まっている。

岡山県内では総社、赤磐、美作市などが導入しています。2019年度から35歳以上を対象に始めた岡山市では一昨年から18歳以上に引き下げて展開し、登録者は2万人に迫っています。倉敷市は今年1月、6年ぶりに最新機能を持つアプリに変更してポイントが付く項目を大幅に増やしました。津山市はこれまで歩数などを紙に記入して自己申告するアナログ方式でしたが、今月からアプリを導入しました。

くさかしこの主張： =====

明るい明日をつくる会では、倉敷市のくらちゃん健幸アプリの視察に行ってきました。

くらちゃん健幸アプリとは、毎日楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、健康に関する記録や健康づくり教室やイベント参加でポイントを付加し、1,000ポイント達成で月1回抽選でギフトが獲得できるものです。若い世代や子育て・働き世代の利用者が多いと聞きました。これぞ、求める健康増進の形ではないでしょうか。いちばん一生懸命働いて税金をたくさん納めてくれている世代への恩恵が、残念ながら今は一番少ない気がしています。子育てに一生懸命で、働くのが一生懸命で、自分のことが一番後回しになってしまう世代、でもいつまでも若くはないからそこからの健康増進が一番大切な世代に、こういった健康に目を向けるきっかけを作ることが出来るのではないのでしょうか。

市の担当者からは、岡山連携中枢都市圏の健康ポイント事業に参加しており、健康ポイントアプリの導入を検討している、とうれしい回答をもらうことができました。

早期の導入を楽しみに待ちたいと思います。

もうひとつ：ウォーキングマップについて：

今回視察した倉敷市でも、「くらしき まち歩き さと歩き」マップというものがあります。

倉敷市では小学校区単位で作成されています。全62学区の中で、56学区分のウォーキングマップがホームページに掲載されています。学区の愛育委員さんで作成されているようです。

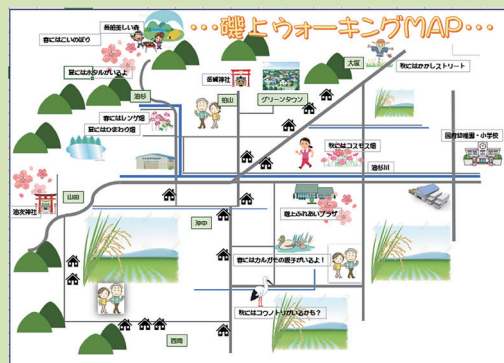
こうしてさまざまなマップがホームページに載っていると、ウォーキング愛好家はきっと全ウォーキングマップ完全制覇なんて夢も持ち、他の地域への興味や愛着がわくのではないのでしょうか。

健康増進と町探検でふるさと愛のダブルゲット！

ぜひぜひ、瀬戸内市でも導入したい!と思います。

実は、このウォーキングアプリ・ウォーキングマップについては、私の中で何年か前から温めてきたものです。

なので、地元磯上だったらどんなウォーキングマップが出来るかと、考えていました。いかがですか？



2.市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例とは、地方自治法に基づき、市長や委員会の委員、市の職員が、職務中に市に対して損害を与えてしまった場合の賠償責任の一部を免除するためのものです。

瀬戸内市が制定した条例では、

(1) 市長は基準給与年額の2倍

(2) 市長以外は 基準給与年額以上の金額は免除される というものです。

もともと、地方公共団体の長や職員は、住民訴訟などによる損害に対して全額を賠償する責任を負う可能性があります。

しかし、住民側から見れば、先ず文書の開示請求に始まり、住民監査請求、訴訟という流れになると思います。当然、議会は予算を可決し、決算を認定し、住民監査請求も棄却したものと考えられます。情報の公開と、議会の議決を経て、市として、組織として実施したものについて、裁判において、個人に損害賠償を命ぜられることは、基本的には起きないと考えます。

県内における他市の制定状況については、岡山市、倉敷市、玉野市、新見市及び真庭市の5市、岡山県、並びに鏡野町や美咲町も制定されてます。

また、全国的な数字は一般財団法人地方自治研究機構がインターネットに掲載している例規集などから調査した範囲では、令和7年、今年4月1日現在で都道府県で45団体、市町村で449団体が制定していることが確認できています。

9月5日に、瀬戸内市代表監査委員から提出された意見では、妥当だという意見でしたが、当該賠償責任額が地方自治法施行令に定める参酌基準と異なっているため、議会においては当該賠償責任額が参酌基準を十分参酌しているか検討されたいという意見が付議されています。

確かに、岡山県のお市町村はすべて参酌基準は、基準給与年額の6倍でした。

このことを、委員会や質疑で質問したなかで市長は、

『基準2倍なら払えるからと、そして、民間の保険に入ろうとすると、年間の保険料が55万円と高いので加入していない。』

とも聞きました。おかしくないですか。

くさかしこの主張： =====

こういった条例は、特定の市長のためのものではなく、一般的に瀬戸内市長という役職のために制定されるべきものと考えます。

特定の市長の懐事情で制定されるものであってはならないと考えます。

なので、私の会派はこの条例制定に反対しましたが、賛成多数で可決されました。

皮肉にも、市長独自制定の条例初仕事で、市民の生活の根底のゴミ袋を2倍以上に値上げする条例と、住民訴訟等の賠償責任を免責するご自分を守る相反する二つの条例になったことが残念で仕方ありません。

市長に一般質問でそのことを追求しましたが、

『私ではなく、以前から検討されていたものを起案しただけだ。』

という回答でした。その回答がますます、残念で仕方ありません。

次ページに続く →